

# 消費生活グマの

「ドツボの<sup>よ</sup>避け方教えるクマー！」

## 悪質商法編

世の中、ドツボがいっぱい待ち受けているクマ。

みんな、これを読んで、気をつけるクマね。

※ 消費生活グマは、若者の消費者被害の未然防止のため、インターネット掲示板のAA(アスキーアート=文字の組み合わせによる絵)を改変して作成したものであり、当センターが、そのデザインについて何ら権利を主張するものではありません。オリジナルの作者の方には、深く感謝いたします。

福岡市消費生活センター

## ドツボ1. 後ろめたさにつけ込む！アダルトサイトの架空請求に気をつけるクマ



「君子危うきに近寄らず」が鉄則クマね。特に18歳未満は見ちゃ駄目クマよ。

つい見てしまうアダルトサイト。でも、気をつけないと、そこにはおそろしいワナが隠れているクマ。

### 【ドツボにはまった例】

アダルトサイトで「Enter」やサムネイル(小さい画像)等をクリックすると年齢確認画面などが開き、「OK」を選択したら「ご登録ありがとうございます！」とメッセージが現れ、利用料金を請求する登録完了画面が出てきた。恥ずかしくて誰にも相談できず、何度も業者の言いなりにお金を支払ってしまった。

### 【消費生活グマのアドバイス】

契約していないのに請求してくるのは、架空請求といって、詐欺の一種だクマ。申し込み意思がないのに勝手に登録されたサイトからの請求は、無視するのが一番クマね。もし、登録されたとしても IP アドレス等からは、氏名、住所等の個人情報漏れないクマ。あわてて連絡するとドツボにはまるクマよ。ただし、架空請求については悪質業者が訴訟を起こすこともあるので、本物の裁判所から通知が来たら放置したら駄目クマよ。まずは、電話番号を調べて裁判所に確認するクマ。

## ドツボ2. 契約は甘くない！クレジットカードの名義貸しに気をつけるクマ



契約はシビアなものクマね。名義貸しを断って壊れるような人間関係なら、最初からないほうがいいクマ。

親しい人の頼み事は断りにくいもの。でも、情に流されて名義を貸すととんでもないことになってしまうクマ。

### 【ドツボにはまった例】

先輩から「簡単なアルバイトをしないか。絶対に迷惑はかけない」と誘われ、消費者金融で自分名義のカードを作り、50万円借りた。返済は先輩が責任を持って行うという話だったので、お金とカードを渡して、5万円のバイト料を受け取ったが、後日、消費者金融から「返済が滞っている」と督促を受けた。先輩は行方不明。自分は名前を貸しただけなのに……。

### 【消費生活グマのアドバイス】

借りたお金を返す義務は、契約した本人(名義人)が負うことになるクマね。「名義を貸しただけ」という理屈は世間では通用しないクマ。どんなに信頼している人でも、名義を貸したらドツボにはまるクマよ！

クレジットカードに限らず、自分名義で契約した携帯電話やレンタルビデオ店の会員カードなども同様だクマ。

### ドツボ3. 初めて話すのに親しげな電話！アポイントメント商法に気をつけるクマ



こんな電話には、必ず下心があるクマね。いくら寂しくても、誘いに乗るのは、時間とお金の無駄クマ。きっぱり断るクマ。

突然かかってきた、知らない人からの親しげな電話。うかつに誘いに乗って出かけると、ひどい目にあってしまうクマよ。

#### 【ドツボにはまった例】

自宅に突然、電話があり「当社は若い人にアクセサリーについて市場調査をしています。アンケートに答えていただけませんか」等と親しげに言われて、事務所に行くことにした。事務所で、アンケートに答え、その後は雑談をし、話がはずんだところでダイヤモンドのネックレスとイヤリングの購入を勧められた。断りたかったが、男性2人に囲まれてしまい、怖くて「契約したくない」とは言えず、140万円のクレジット契約をしてしまった。

#### 【消費生活グマのアドバイス】

これは、アポイントメント商法クマね。「あなたが選ばれた」といわれても、業者は、手当たり次第に電話をしているだけクマね。電話をかけてきた販売員と、友達や恋人のように仲良くなったとしても、それは計算された手口でしょせん利用されているだけクマ。電話の段階できっぱりと断らないとドツボにはまるクマね。

### ドツボ4. お金と友達をなくす！マルチ商法に気をつけるクマ



「必ずもうかる」は、ないクマね。友達を失って、在庫の山を手に入れることになるかもしれないクマよ。

先輩から紹介されたおいしいもうけ話。安易に飛びつくと、お金と友達を同時になくすことになるクマ。

#### 【ドツボにはまった例】

仲のいい先輩に「いいバイトがある」と呼び出されて喫茶店に行くと、同席した業者から健康食品のネットワークビジネスの勧誘を受けた。「友達を紹介すれば2万円入る。その友達が他の人を紹介すれば、そのたびに2万円入り、努力しなくても収入が得られる」と説明された。契約書にサインするときになって20万円の契約金が必要とわかり、お金がないと断ると、サラ金で借りればいいと言われ、契約してしまった。しかし、友達を誘っても誰も入ってくれず、返済に困っている。

#### 【消費生活グマのアドバイス】

これは、典型的なマルチ商法クマ。マルチ商法自体は法律で禁止されてはいないけれど、トラブルが多いので要注意クマ。いくら仲のいい先輩からの誘いでも、キッパリ断らないとドツボにはまるクマよ。

## ドツボ5. アジトに誘い込まれる！キャッチセールスに気をつけるクマ



キャッチの相手は時間の無駄クマね。足を止めずに「金ナイ」「暇ナイ」「興味ナイ」の3ナイで切り抜けるクマ。

イケてる異性に声をかけられると、つい足を止めてしまうクマね。でも、誘われるまま営業所についていくと、とんでもない目にあうクマよ。

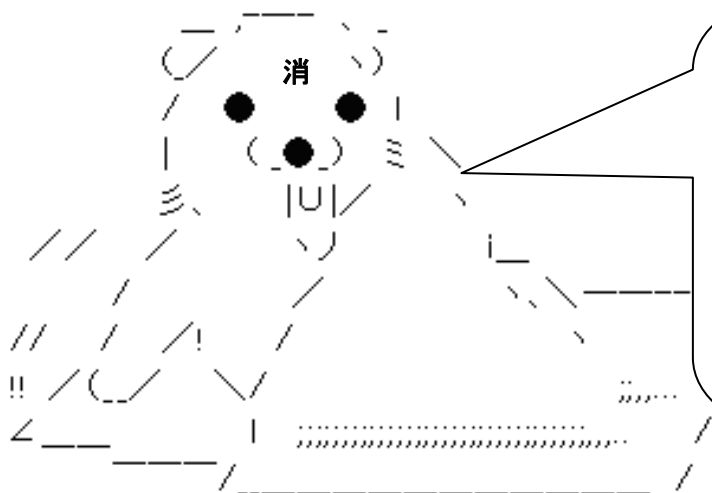
### 【ドツボにはまった例】

街角で呼び止められ、アンケートに答えた。お礼に無料でお肌の診断をしてくれるそうなので、営業所に行ったら、肌がボロボロと言われ、不安になり、エステと化粧品の契約をした。使ってみたが肌に合わない。ローンの支払いも大変なので、解約したい。

### 【消費生活グマのアドバイス】

これは、キャッチセールスにひっかかった例クマね。事業所について行くのはとても危険クマよ。契約しなくて済んだとしても、長時間勧誘されてストレスがたまるだけだクマ。知らない人にうかうかについて行くとドツボにはまるクマよ。

## それでも、ドツボにはまったときは・・・



泣き寝入りは駄目クマね。

自分の被害が救済されないだけでなく、悪質業者を助けることになるクマよ。

## すぐに、消費生活センターに電話するクマ。

「しまった！ 契約させられた！」と思ったら、すぐに！！

福岡市消費生活センター相談コーナー TEL:092-781-0999

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

電話相談：平日(祝日を除く)、第2・4土曜日(祝日を含む) 9時~17時

来所相談：平日(祝日を除く) 9時~17時

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。